## 議案第17号

## 総社市道路占用料徴収条例の一部改正について

総社市道路占用料徴収条例(平成17年総社市条例第203号)の一部を 次のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

総社市長 片 岡 聡 一

## 提案理由

道路法施行令の改正により、道路占用料の額の見直しが行われたことに伴い、市道の占用料の額を改定するため、関係条文の整備を行おうとするものである。

## 総社市条例第 号

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市道路占用料徴収条例(平成17年総社市条例第203号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

	改 正 後	改 正 前						
別表(第2条 占用料金額		単位	占用料	別表(第2条 占用料金額		=	単位	占用料
電柱,電	第1種電柱	1本につき1年	480円	電柱,電	電柱	第1種電柱	1本につき1年	420円
線,変圧	第2種電柱		730円	線,変圧		第2種電柱		650円
塔,公衆電	第3種電柱		990円	塔,公衆電		第3種電柱		880円
話所,郵便	第1種電話柱		430円	話所, 広告	電話柱	第1種電話柱		380円
差出箱, 広	71. 12 2.64			塔その他		第2種電話柱		610円
告塔その	第3種電話柱		940円	これらに		第3種電話柱		830円
他これら	その他の柱類		43円	類するエ	その他の柱類			38円
に類する	英架電線その他上空に設ける線 長さ1mにつき1 4円		作物	共架電線その他上空に設ける線		長さ1mにつき1	4円	
工作物	類	年			類		年	
	地下に設ける電線その他線類 3円		地下電線その他地下に設ける線				2円	
					類			

	改 正 後	·				改 正 前	ĵ	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420円		路上に設け	る変圧器	1個につき1年	370円
	地下に設ける変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> に つき1年	260円		地下に設け	る変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> に つき1年	230円
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	850円		変圧塔そのの及び公衆	他これらに類するも 電話所	1個につき1年	760円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360円		郵便差出箱		1個につき1年	320円
	広告塔	表示面積1m²に つき1年	870円		広告塔		表示面積1m²に つき1年	960円
	その他のもの	占用面積1m <sup>2</sup> に つき1年	850円		その他のも	0	占用面積1m <sup>2</sup> に つき1年	760円
水管,下水 道管,ガス	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1 年	18円	地下埋設物	水管,下水 道管,ガス	外径が0.07m未満の もの	長さ1mにつき1 年	16円
管その他これらに	外径が0.07m以上0.1m未満のも	•	26円		管,地下電線その他	外径が0.07m以上 0.1m未満のもの		23円
類する物 件	外径が0.1m以上0.15m未満のも		38円		これらに 類する物	外径が0.1m以上 0.15m未満のもの		34円
	外径が0.15m以上0.2m未満のも		51円		件	外径が 0.15m以上 0.2m未満のもの		45円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		77円			外径が0.2m以上 0.3m未満のもの		68円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		100円			外径が0.3m以上 0.4m未満のもの		91円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		180円			外径が0.4m以上 0.7m未満のもの		160円
	外径が0.7m以上1m未満のもの		260円			外径が0.7m以上1m 未満のもの		230円
	外径が1m以上のもの		510円			外径が1m以上のも		450円
鉄道, 軌道	,歩廊その他これらに類する施設	占用面積1m <sup>2</sup> に つき1年	850円	鉄道, 軌道 れらに類す		にけ、雨よけその他こ	占用面積1m <sup>2</sup> に つき1年	760円
通路, 浄化	上空に設ける通路	占用面積1m <sup>2</sup> に	430円	通路その	上空に設け	る通路	占用面積1m <sup>2</sup> つ	<u>480円</u>
<u>槽</u> その他	地下に設ける通路	つき1年	260円	他これら	地下に設け	る通路	き1年	290円

改 正 後					改 正 前				
これらに 類する施 設	その他のも	D)		850円	に類する 施設	その他のも	Ø)		760円
露店,商品 置場その			占用面積1m²に つき1日	9円	露店,商品 置場その	一時的に設けるもの		占用面積1m <sup>2</sup> に つき1日	10円
他 これら に 類する 施設	その他のもの		占用面積1m <sup>2</sup> に つき1月	87円	他 に 類する 施 設	その他のも	D)	占用面積1m <sup>2</sup> に つき1月	96円
看板,標識,旗ざ	看板(アー チである	一時的に設けるもの	表示面積1m²に つき1月	87円	看板,標識,旗ざ	看板(アー チである	一時的に設けるもの	表示面積1m²に つき1月	96円
お,幕及びアーチ	ものを除 く。)	その他のもの	表示面積1m²に つき1年	870円	お,幕及びアーチ	ものを除く。)	その他のもの	表示面積1m²に つき1年	960円
	標識		1本につき1年	680円		標識		1本につき1年	610円
	旗ざお	<u>祭礼,縁日その他の</u> <u>催しに際し,</u> 一時的 に設けるもの	1本につき1日	9円		旗ざお	一時的に設けるもの	1本につき1日	10円
		その他のもの	1本につき1月	87円			その他のもの	1本につき1月	96円
	幕(工事用施設であるものを	<u>祭礼,縁日その他の</u> <u>催しに際し,</u> 一時的 に設けるもの	その面積1m <sup>2</sup> に つき1日	9円		幕(工事用施設であるものを	一時的に設けるもの	その面積1m <sup>2</sup> に つき1日	10円
	除く。)	その他のもの	その面積1m²に つき1月	87円		除く。)	その他のもの	その面積1m²に つき1月	96円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円
		その他のもの		430円			その他のもの		480円
太陽光発電設備及び風力発電設備		占用面積1m²に つき1年	850円	太陽光発電設備及び風力発電設備			占用面積1m²に つき1年	760円	
工事用板囲,足場,詰所その他の工事用施設 及び土石,竹木,瓦その他の工事用材料		占用面積1m <sup>2</sup> に つき1月	87円	工事用板囲,足場,詰所その他の工事用施設 及び土石,竹木,瓦その他の工事用材料			占用面積1m²に つき1月	96円	
耐火建築物 仮設建築物	耐火建築物 <u>の</u> 工事期間中の仮設店舗その他の 仮設建築物			85円	耐火建築物,工事期間中の仮設店舗その他の 仮設建築物			76円	
備考 略					備考略				

改 正 後	改 正 前

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。